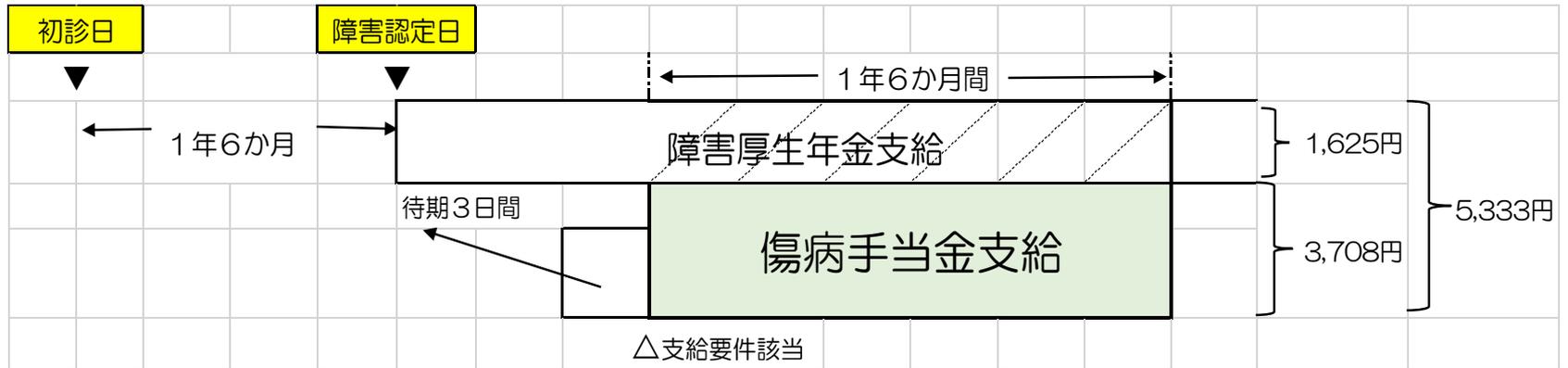


# 重複期間と返納額の図解



## 返納額の例

障害厚生年金額を360で割った金額…1,625円 (A)

傷病手当金の1日当たりの金額…5,333円 (B)

傷病手当金の金額が障害厚生年金の金額より多いので傷病手当金は差額支給。B-A=3,708円

ただし、傷病手当金は障害厚生年金の支給がないものとしてすでに支給されていた。そのあとで、障害厚生年金の受給権を取得し、遡及支給された場合は、障害厚生年金と傷病手当金が重複支給された期間について、障害厚生年金に相当する額の傷病手当金を返納する扱いとなる。

A×547日(1年6か月間) = 888,875円 を保険者(健康保険協会・健康保険組合)に返納する。